

2019年版 税申告特集号

1月15日おしらせ版増刊号

問 税務窓口課 ☎84-0313

町の申告相談会を次のとおり開催します。

開催日	会場	時間
2月18日(月)～ 2月21日(木)	【事前予約】 町民センター 2階 中会議室A ※要予約	9時～16時(予約のみ) 予約方法 2月7日(木)8時30分から窓口や電話で予約を受け付けます。(☎84-0313) 定員になり次第締め切ります。
2月22日(金)～ 3月8日(金) ※土日を除きます。 税務署の日曜相談 をご利用ください。 (P6参照)	【当日受付】 役場 2階 203・204会議室	9時～16時 受付 当日8時30分から会場で受け付けをします。 大変混雑するため状況により早めに締め切る場合があります。 ※午前中は大変混み合いますのでご了承ください。

町の相談会でお受けできない申告(税務署やその他の申告相談会をご利用ください)

- 営業、農業、不動産所得などの申告(確定申告書B用紙を使うもの)
- 譲渡所得を含む申告
- 住宅借入金等特別控除に関する申告
- 源泉徴収票のない給与所得の申告
- その他内容が複雑なもの

申告に必要なもの ～事前に準備をお願いします～

所得を証明するもの	控除を証明するもの	その他
<input type="checkbox"/> 源泉徴収票や 支払調書など	<input type="checkbox"/> 生命保険料、地震保険料などの控除証明書 <input type="checkbox"/> 社会保険料控除証明書(国保・後期・介護保険料などの納付済額証明書)※年金から天引きされている方は源泉徴収票に記載があります。 <input type="checkbox"/> 国民年金保険料の支払い証明書 <input type="checkbox"/> 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳 <input type="checkbox"/> 寄附金控除がある場合は、寄附金額の領収証 <input type="checkbox"/> 医療費控除を受ける場合は、医療費控除の明細書や領収書、医療費通知など	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証などの身元確認書類 <input type="checkbox"/> 扶養親族などの個人番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 還付がある方は本人名義の通帳など

※確定申告書は、国税庁ホームページで作成できます。

HP <http://www.e-tax.nta.go.jp>

※役場、町民センターにお越しの際は、役場北側臨時駐車場をご利用ください。

医療費控除を受ける場合は明細書の添付が必要です

平成29年分の確定申告から、領収書の提出に代えて「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。事前に作成しておきましょう。

「医療費控除の明細書」は国税庁のホームページからダウンロードできます。

HP <http://www.e-tax.nta.go.jp>

※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

負担割合等の記載が無いものは使用できない場合がありますのでご注意ください。

(注)平成29年分から31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付によることも可能です。

平成30年分 開成町「国民健康保険医療費通知書」の送付について

問 保険健康課 医療保険担当 ☎84-0324(直通)

医療費通知は、次のとおり世帯主様宛に送付します。

今回送付する医療費通知は、医療費控除の申告手続きでの明細書として使用できます。

《発送スケジュール》 【1回目】1月末発送(予定)[平成30年1月～10月受診分]
【2回目】3月発送(予定)[平成30年11月～12月受診分]

医療費通知を添付するときの留意点

- ①医療費控除の対象となる支払いで、医療費通知に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」をご自身で作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。
- ②医療費通知の医療機関等の名称の欄に空白または、〇〇医療機関等と記載されている場合には、医療費通知(原本)にご自身で必要事項を補完記入していただく必要があります。
- ③医療費通知の「被保険者の支払った医療費の額」欄には、自己負担相当額が記載されます。
ただし、受診後にご自身の申請により保険者や県等から受けた高額療養費や医療費助成等がある場合には、その額を除いた額を「訂正欄」にご自身で記入し、訂正していただく必要があります。
※医療費控除については、小田原税務署までお問い合わせください。(☎35-4511)

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の「納付済額のお知らせ」は

1月末までに送付します

問 保険健康課(国保・後期) ☎84-0324(直通)
(介護) ☎84-0320(直通)

1年間(平成30年1月～12月の間)に納付された保険税(料)の額を通知します。

《発送》 1月下旬

《対象》 ①国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を口座振替や納付書で納めている方

②障害年金や遺族年金から保険税(料)を年金天引きで納めている方

※なお、保険税(料)が障害年金、遺族年金以外の年金から天引きされている方には、年金天引き分の金額を記載した公的年金等の「源泉徴収票」が、年金保険者から直接郵送されます。

平成31年度以降の町県民税の配偶者(特別)控除が変わります

平成29年度の税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。平成31年度の町民税・県民税から適用になります。

- ①配偶者控除額が改正されたほか、納税(義務)者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。
(改正前:納税(義務)者の合計所得金額の制限無し)
- ②配偶者特別控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。(改正前:38万円超76万円未満)

《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額》

配偶者の 合計所得金額		納税(義務)者の合計所得金額				【参考】配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下	900万円超 950万円以下	900万円超 1,000万円以下	1,000 万円超	
配 偶 者 控 除	38万円以下	33万円	22万円	11万円	控 除 適 用 な し	1,030,000円以下
	老人控除 対象配偶者	38万円	26万円	13万円		
配 偶 者 特 別 控 除	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円		1,030,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円			1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円		1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円		1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円		1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円		1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円		1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円		1,971,999円超 2,015,999円以下
123万円超	配偶者控除・配偶者特別控除適用なし				2,015,999円超	

完成した確定申告書の提出について (注)完成済みのものに限ります。

○仮收受期間 2月18日(月)～3月14日(木) 8時30分～17時15分(平日)

○収 受 場 所 役場1階 税務窓口課(受付のみ可能です)

※3月15日(金)の提出は、税務署へ直接又は郵送で提出してください。(当日消印有効)

ふるさと納税のワンストップ特例制度

次の①または②に該当される方は特例が適用されないため、ワンストップ特例申請をした場合であっても、確定申告または町民税・県民税の申告が必要になります。

- ① ふるさと納税をされた自治体の数が5団体を超えた場合
- ② 医療費控除や住宅ローン控除などの各種控除や給与以外の所得があるため確定申告または町民税・県民税申告をした場合は、ふるさと納税ワンストップ特例は無効になります。申告書の寄附金控除欄に必ず記載をしてください。

注意：確定申告で寄附金控除を申告する場合、町民税・県民税において寄附金控除を受けるには、申告書第二表の「住民税に関する事項」の寄附金控除欄にも記入する必要があります。

確定申告書および町県民税申告書のマイナンバーの取扱いについて

小田原税務署と「確定申告期における国税関係書類に係る特定個人情報の取扱いに関する合意書」を取り交わしたことで役場に提出する確定申告書にマイナンバーの写しの添付が不要となりました。職員が受付時に次の書類で確認をさせていただきます。

- 個人番号カードがあれば1枚で本人確認(番号と身元確認)が可能です。
- 個人番号カードをお持ちでない場合は、次の書類の提示をお願いします。
番号確認書類・・・通知カード、個人番号が記載された住民票の写しなど
身元確認書類・・・運転免許証、パスポート、障害者手帳、公的医療保険の被保険者証など

小田原青色申告会からのお知らせ

問 (公社)小田原青色申告会 ☎24-2611(代表)
〒250-0012 小田原市本町2-3-24

無料確定申告指導会を開催します

相談期間 2月1日(金)～3月15日(金)
※土曜日は休業日です。
日曜日・祝日は開場します。
時 間 受付 8時30分～15時
※最終日は14時までになります。
場 所 青色会館 3階
費 用 無料
その他 事業所得・不動産所得のある方は、決算書の事前準備をお願いします。

「住宅取得と税金還付」セミナーを開催

日 時 1月19日(土) 10時～11時30分
場 所 青色会館 4階会議室
定 員 40名(要予約)
講 師 税理士(東京地方税理士会小田原支部)
費 用 無料
申込み 電話又はホームページにて受け付けます。



※お車でお越しの際は、駐車場が手狭のため近隣の有料駐車場をご利用ください。

小田原税務署からのお知らせ



小田原税務署 ☎35-4511(代表)

〒250-8511 小田原市荻窪440番地

○申告書作成会場の開設期間

開設日程	会場	所在地	時間
2月18日(月)～ 3月15日(金) ※土日を除きます。(注)	小田原 税務署	小田原市荻窪 440番地	【受付】8時30分～16時 (提出は17時まで) 【相談】9時～17時

(注)ただし、2月24日及び3月3日の日曜日は開場します。

※会場が混雑している場合には受付を早めに締め切ることがあります。

○税理士による無料申告相談開催日程

小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成し提出できます。(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)

※住宅借入金控除を初めて受ける方、相談内容が複雑な方のご遠慮ください。

※収支決算書や医療費控除明細書などの必要書類は事前に作成をお願いします。

開催日	場所	時間
2月1日(金)	山北町立生涯学習センター 2階会議室	【午前】 9時30分～12時
	松田町民文化センター 展示ホール	
2月4日(月)	中井町役場3階 大会議室	【午後】 13時～16時
	湯河原町役場 3階会議室	
2月5日(火)	開成町民センター3階 大会議室	<u>相談可能人数に達した時点で受付を締め切ります。</u> お住まいの地域以外の会場もご利用いただけます。
	箱根仙石原文化センター	
2月6日(水)	真鶴町民センター 第2会議室	
	大井町生涯学習センター 2階会議室	
2月7日(木)	小田原市川東タウンセンターマロニエ	
2月8日(金)	3階 マロニエホール	
2月12日(火)	南足柄市役所5階 大会議室	
2月13日(水)		

○パソコンやスマートフォンで確定申告ができます。

税務署から発行されたIDとパスワードがあれば、ご自宅のパソコンやスマートフォンで確定申告ができます。IDとパスワードをお持ちでない方は、税務署で職員と対面による本人確認を行ったあとに発行しますので、運転免許証などの本人確認書類をお持ちのうえ税務署にお越しください。